

国有林野の管理経営（貴重な森林生態系の保全）

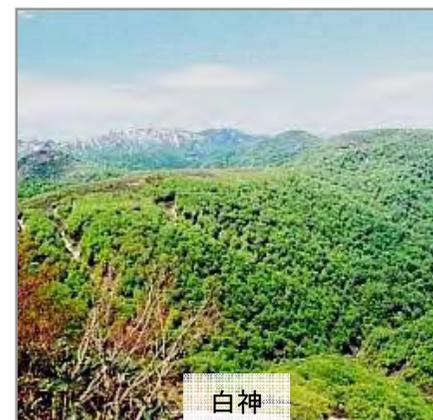
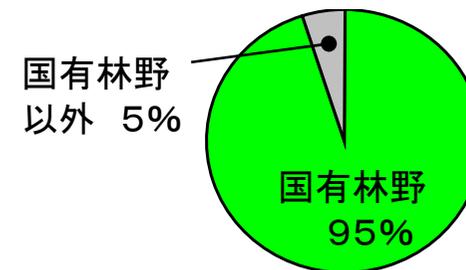
- 希少な野生動植物の保護や農林被害を及ぼすシカ等の管理にあたっては、行政区界を超えた対応が必要。このため、国有林野事業では、野生動植物の移動経路を確保する「緑の回廊」を設定し、個体群の保全や遺伝的多様性の確保を図る取り組みや、野生鳥獣の生息環境整備や個体数管理等の総合的な対策を実施。
- また、世界自然遺産に代表される貴重な森林生態系はほとんどが国有林に位置しており、国際機関にも対応しつつ、厳正に保全、管理。

緑の回廊の概要

複数の都道府県境にまたがるものが多い。



世界遺産地域における国有林野の割合 (知床の海域を除く)



森林治水事業（民有林野）

- 民有林野における森林治水事業は、大規模な山地災害の復旧を図るため、国土保全上特に重要で、事業規模が著しく大きいなど都道府県による実施が困難な場合に、都道府県からの要請を踏まえて実施しているもの。
- 国土並びに国民の生命・財産を災害から保護するのは国の使命でもあり、大規模な災害時には、都道府県からの要請により国が自ら復旧対策を講じる仕組みを持つことは、セーフティネットとして必要。

（現在15県（27地区）で実施中。

平成17年以降の最近5年間では、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震の復旧など、新規着手地区は全国で3地区。

➤ 広域性、緊急性：

大規模な山地災害は、被害が広範に及び、かつ、迅速な復旧を図らなければ二次災害の恐れもある。こうした中で全ての災害復旧を地方に移管した場合は、都府県間での調整が困難となり迅速な対応が難しくなる場合が想定される。

➤ 専門性、効率性：

個々の都道府県において大規模な災害復旧に係る技術や職員を恒常的に維持することは、負担が大きくなり非効率。国が、その有する予算・人員を一元的に運用し、集中的・機動的に復旧対策を講じる仕組みが効果的。